**運営規程のイメージ（介護老人福祉設）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

社会福祉法人△△会特別養護老人ホーム長野県庁〔指定介護老人福祉施設〕運営規程

　（事業の目的）

第１条 社会福祉法人△△会が開設する特別養護老人ホーム長野県庁〔指定介護老人福祉施設〕（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条 施設の従業者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の適切なサービスの提供を行う。

２　　施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

３　　施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

　（施設の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　　社会福祉法人△△会特別養護老人ホーム長野県庁

　　　二　所在地　長野県・・・・・・・・・・・・

　（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　　　一　管理者　１名

　　　　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

　二　医師　○名

　　　　医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

　　　三　生活相談員　○名以上

生活相談員は、入退所における面接手続き事務や利用者の処遇に関すること、苦情や相談等の窓口業務を行う。

　　　四　看護職員　○名以上

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理・機能訓練指導を行う。

　　　五　介護職員　○名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の介護・相談・援助等を行う。

　　　六　栄養士又は管理栄養士　○名以上

栄養士又は管理栄養士は、献立作成・栄養管理を行う。

　　　七　機能訓練指導員　○名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うともに、それに伴う介護職員への指導等を行う。

八　介護支援専門員　○名以上

調理員は、事業所内における調理業務を行う。

　　　九　その他従業者　○名以上

その他の従業者として、介護補助員や宿直業務を行う者を適当数充てる。

　（入所者の定員）

第５条　利用定員は○○名とする。（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

　（入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

　　　一　入浴、排せつ、食事等の介護

二　機能訓練

三　相談及び援助

四　社会生活上の便宜の供与等

五　健康管理

六　食事、その他のサービス

２　　指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額及び食費の負担額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額と食費の負担額とする。

３　　前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

　　　一　入所者の希望により、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二　入所者の希望により、特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　　　三　理美容代

　　　四　その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

　（施設の利用に当たっての留意事項）

第７条　入所者が指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

一　入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

二　入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三　入所者は火気の取扱いに注意しなければならない。

四　入所者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

　（非常災害対策）

第８条　施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

　　一　消火、通報及び避難の訓練（年２回）

　　二　消防設備、施設等の点検及び整備

　　三　従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

　　四　その他防火管理上必要な業務

　２　　施設は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第９条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

**※研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。**

**年2回：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院**

**年1回：上記以外のサービス**

四 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第10条　施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

２　　施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

　（その他運営に関する重要事項）

第11条　施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

　　　 とし、また、業務体制を整備する。

　 　　一　採用時研修　採用後○か月以内

　　　　二　継続研修　年○回

２　　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　　施設は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

４　　事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から２年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は５年間）保存するものとする。

５　　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人△△会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、

記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません｡